令和 8 年 10 月 21 日現在

第 85 回日本学生支援債券

債券内容説明書

（証券情報）

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

１．　本「債券内容説明書（証券情報）」（以下「本証券情報説明書」という。）において記載する第 85 回日本学生支援債券（以下「本債券」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号）第 19 条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）が発行する債券です。

２．　本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。

３．　本債券の発行者である本機構の詳細について記載した令和 8 年 8 月 20 日付「債券内容説明書（法人情報）　令和 7 事業年度」（以下「法人情報説明書」という。）は、本機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を同日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、法人情報説明書も併せてご覧下さい。

４．　本債券については、金融商品取引法第 3 条が適用されることから、同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。
　本証券情報説明書及び法人情報説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項の規定に基づく届出目論見書ではありません。

５．　本機構の財務諸表は、「独立行政法人通則法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 37 条及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号）第 8 条の規定に基づき、国の独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）に準拠して作成されています。

６．　本証券情報説明書及び法人情報説明書は、以下の場所に備え置き閲覧に供するとともに、本機構ホームページ(https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/setumeisho/index.html)にも掲載します。

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所
東京都新宿区市谷本村町 10 番 7 号

目　　次

第一部　　証券情報　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１　　募集要項　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
１　新規発行債券　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
２　債券の引受け及び債券に関する事務　・・・・・・・・・・・・ 5
３　新規発行による手取金の使途　・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第二部　　参照情報　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第１　　参照書類　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第２　　参照書類の補完情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第３　　参照書類を縦覧に供している場所　・・・・・・・・・・・・ 8

第一部　　証　券　情　報

第１　募集要項

１　新規発行債券

銘柄	第 85 回日本学生支援債券	債券の総額	金 30,000,000,000 円
記名・無記名の別	－	発行価額の総額	金 30,000,000,000 円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	令和 8 年 10 月 21 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息を付けない。
利率	年 1.961%	払込期日	令和 8 年 11 月 9 日
利払日	毎年 5 月 20 日 及び 11 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	令和 10 年 11 月 20 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	利息支払の方法及び期限 （1）本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和 9 年 5 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 5 月 20 日及び 11 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 （2）発行日の翌日から令和 8 年 11 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割をもって計算する。 （3）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 （4）償還期日後は、利息をつけない。 （5）本債券の利金は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、以下「振替法」という。）及び上記「振替機関」欄に定める振替機関（以下「振替機関」という。）の業務規程その他の規則（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。		
償還の方法	１．償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 ２．償還の方法及び期限 （1）本債券の元金は、令和 10 年 11 月 20 日にその総額を償還する。 （2）償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 （3）本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 （4）本債券の元金は、振替法及び振替機関の業務規程等に従って支払われる。		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところにより、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

摘　　要	1．信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 （1）株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、機構は R&I から AA+の信用格付を令和 8 年 10 月 21 日付で取得している。 R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I：電話番号 03-6273-7471 （2）株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。） 本債券について、機構は JCR から AAA の信用格付を令和 8 年 10 月 21 日付で取得している。 JCR の信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。 JCR の信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCR の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCR の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。 JCR の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCR の信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。 本債券の申込期間中に本債券に関して JCR が公表する情報へのリンク先は、JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（https://www.jcr.co.jp/release/）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 JCR：電話番号 03-3544-7013 2．振替法の適用 本債券は、振替法の規定の適用を受けるものとする。 3．本債券に関する募集の受託会社 （1）本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行とする。 （2）募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 （3）募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の令和 8 年 10 月 21 日付第 85 回日本学生支援債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。 （4）本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 4．期限の利益喪失に関する特約 機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 （1）機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 （2）機構が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りでない。

摘　　要	(3)機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の１箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4)法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 (5)機構が独立行政法人日本学生支援機構法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本債券の債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、募集の受託会社が本債券の存続を不適当であると認め、機構にその旨を通知したとき。 ５．期限の利益喪失の公告 前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本「摘要」欄第６項(2)に定める方法により公告する。 ６．公告の方法 (1)機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各１種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 ７．債券原簿の公示 機構は、機構本部内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 ８．本要項の変更 (1)機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2)前号に基づき本要項が変更されたときは、機構はその内容を公告する。ただし、機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。 ９．本債券の債権者集会 (1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2)債権者集会は、東京都において行う。 (3)債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の３週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4)本債券総額(償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の 10 分の１以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6)前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の５分の１以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の３分の２以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (１０)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (１１)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は機構と募集の受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第６項(2)に定める方法により公告する。 (１２)本項の手続に要する合理的な費用は機構の負担とする。

摘　　要	10．募集の受託会社への事業概況等の報告 （1）機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 （2）募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

2　債券の引受け及び債券に関する事務

	引受人の氏名又は名称	住　　所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け			百万円	
	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	10,200	１．引受人は本債券の全額につき共同して買取引受を行う。 ２．本債券の引受手数料は総額 3,250 万円とする。
	東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号	9,000	
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	9,000	
	ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	600	
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番１号	600	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	600	
	計	－	30,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住　　所		
	株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号		

3　新規発行による手取金の使途

（1）新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
30,000,000,000 円	41,584,000 円	29,958,416,000 円

（2）手取金の使途

令和８年度の第二種奨学金(※)在学中資金に充当。

(※）第二種奨学金については、「債券内容説明書（法人情報）令和７事業年度　第１　法人の概況　３　事業の内容　（４）事業の概要　【奨学金事業】＜貸与奨学金＞」をご参照ください。

本機構は、ICMA（国際資本市場協会：International Capital Market Association）が定義するソーシャルボンド原則、LMA（ローン・マーケット・アソシエーション：Loan Market Association）等が公表しているソーシャルローン原則及び金融庁のソーシャルボンドガイドラインに基づき、本機構が策定したソーシャルファイナンス・フレームワークにより、ソーシャルボンドの発行及びソーシャルローンの調達をします。なお、ソーシャルファイナンス・フレームワークに関し、独立した第三者機関である株式会社日本格付研究所より、「ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」における「Social 1 (F)」の評価を取得しております。

【参考】ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価（発行者：株式会社日本格付研究所）

https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/__icsFiles/afieldfile/2023/07/06/second_party_opinion.pdf

ソーシャルファイナンス・フレームワーク（概要）

1. 資金の使途	・日本学生支援債券で調達した資金は、「第二種奨学金の在学中資金」として充当されます。 ・第二種奨学金の貸与事業は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の内、目標 4.「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」の達成に貢献します。
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	・奨学生の採用プロセスは、学校長からの推薦の上、本機構が選考により実施しています。奨学生の選考に際しては、人物、学力及び家計の各基準について、業務方法書の規定に基づき、総合的に判断しています。 ・第二種奨学金の貸与基準は、第一種奨学金に比べて緩やかな基準となっています。原則として、基準を満たす申請者全員に対して貸与することとしています。
3. 調達資金の管理	・日本学生支援債券の発行日は、第二種奨学金の送金日の 2 営業日前に設定しており、調達額全額が充当されるため、未充当資金が生じることはないスキームとなっています。
4. レポーティング	・独立行政法人通則法第 32 条に基づき、毎事業年度、業務実績等報告書を作成し、文部科学大臣の評価を受けています。 ・毎事業年度、財務諸表等を作成し、文部科学大臣の承認を受けています。

第二部　　参　照　情　報

第１　参照書類

本機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報）　令和 7 事業年度」（令和 8 年 8 月 20 日付作成）

第２　参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報）　令和 7 事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報）　令和 7 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（令和 8 年 10 月 21 日）までの間において変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

第１　法人の概況

3　事業の内容

（4）事業の概要

【奨学金事業】

＜貸与奨学金＞

⑪　貸与利率

（表 3）平成 19 年度以降の採用者で平成 20 年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成 20 年 4 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5 月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6 月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7 月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8 月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9 月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10 月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11 月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成 21 年 1 月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2 月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3 月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4 月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5 月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6 月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7 月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8 月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9 月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10 月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11 月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成 22 年 1 月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2 月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3 月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4 月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5 月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
6 月	1.37%	0.46%	1.2%	1.5%	0.4%	0.5%
7 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
8 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
9 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10 月	1.07%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
11 月	1.17%	0.30%	1.0%	1.3%	0.3%	0.3%
12 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成 23 年 1 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
2 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
3 月	1.41%	0.60%	1.3%	1.5%	0.6%	0.6%
4 月	1.47%	0.56%	1.3%	1.6%	0.5%	0.6%
5 月	1.27%	0.50%	1.1%	1.4%	0.5%	0.5%
6 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
7 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
8 月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成23年9月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
11月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
12月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
平成24年1月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
2月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
3月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
4月	1.22%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
5月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
6月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
8月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
9月	1.08%	0.26%	0.9%	1.2%	0.2%	0.3%
10月	1.03%	0.20%	0.8%	1.2%	0.2%	0.2%
11月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
12月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
平成25年1月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
2月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
3月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
4月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
5月	0.79%	0.30%	0.6%	0.9%	0.3%	0.3%
6月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
8月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
9月	0.99%	0.30%	0.8%	1.1%	0.3%	0.3%
10月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
11月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
12月	0.89%	0.26%	0.7%	1.0%	0.2%	0.3%
平成26年1月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
2月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
3月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
4月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
5月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
6月	0.83%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
7月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
8月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
9月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
10月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
11月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
12月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
平成27年1月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
2月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
3月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
4月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
5月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
6月	0.69%	0.10%	0.5%	0.8%	0.1%	0.1%
7月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
8月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
9月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
10月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成27年11月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
12月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
平成28年1月	0.49%	0.10%	0.3%	0.6%	0.1%	0.1%
2月	0.33%	0.10%	0.2%	0.4%	0.1%	0.1%
3月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
4月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
5月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
6月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
7月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
8月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
9月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
10月	0.06%	0.01%	0.01%	0.09%	0.01%	0.01%
11月	0.05%	0.01%	0.01%	0.07%	0.01%	0.01%
12月	0.15%	0.01%	0.06%	0.2%	0.01%	0.01%
平成29年1月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
2月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
3月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
4月	0.23%	0.01%	0.1%	0.3%	0.01%	0.01%
5月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
6月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
7月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
8月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
9月	0.14%	0.01%	0.04%	0.2%	0.01%	0.01%
10月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
11月	0.23%	0.01%	0.1%	0.3%	0.01%	0.01%
12月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
平成30年1月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
2月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
3月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
4月	0.22%	0.01%	0.07%	0.3%	0.01%	0.01%
5月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
6月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
7月	0.22%	0.01%	0.07%	0.3%	0.01%	0.01%
8月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
9月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
10月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
11月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
12月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
平成31年1月	0.22%	0.01%	0.06%	0.3%	0.01%	0.01%
2月	0.14%	0.01%	0.02%	0.2%	0.01%	0.01%
3月	0.14%	0.01%	0.02%	0.2%	0.01%	0.01%
4月	0.153%	0.002%	0.06%	0.2%	0.002%	0.002%
令和元年5月	0.146%	0.001%	0.04%	0.2%	0.001%	0.001%
6月	0.057%	0.002%	0.01%	0.08%	0.002%	0.002%
7月	0.049%	0.002%	0.008%	0.07%	0.002%	0.002%
8月	0.015%	0.002%	0.004%	0.02%	0.002%	0.002%
9月	0.042%	0.002%	0.005%	0.06%	0.002%	0.002%
10月	0.067%	0.002%	0.02%	0.09%	0.002%	0.002%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
令和元年11月	0.143%	0.003%	0.03%	0.2%	0.003%	0.003%
12月	0.156%	0.004%	0.07%	0.2%	0.004%	0.004%
令和2年1月	0.077%	0.002%	0.03%	0.1%	0.001%	0.002%
2月	0.070%	0.002%	0.03%	0.09%	0.002%	0.002%
3月	0.070%	0.002%	0.03%	0.09%	0.002%	0.002%
4月	0.157%	0.003%	0.07%	0.2%	0.003%	0.003%
5月	0.160%	0.003%	0.08%	0.2%	0.003%	0.003%
6月	0.163%	0.005%	0.09%	0.2%	0.005%	0.005%
7月	0.233%	0.003%	0.1%	0.3%	0.003%	0.003%
8月	0.267%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
9月	0.163%	0.002%	0.09%	0.2%	0.002%	0.002%
10月	0.233%	0.003%	0.1%	0.3%	0.003%	0.003%
11月	0.163%	0.002%	0.09%	0.2%	0.002%	0.002%
12月	0.157%	0.002%	0.07%	0.2%	0.002%	0.002%
令和3年1月	0.233%	0.002%	0.1%	0.3%	0.001%	0.002%
2月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
3月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
4月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
5月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
6月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
7月	0.161%	0.002%	0.08%	0.2%	0.002%	0.002%
8月	0.164%	0.002%	0.09%	0.2%	0.002%	0.002%
9月	0.268%	0.003%	0.2%	0.3%	0.003%	0.003%
10月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
11月	0.268%	0.004%	0.2%	0.3%	0.004%	0.004%
12月	0.268%	0.002%	0.2%	0.3%	0.002%	0.002%
令和4年1月	0.268%	0.006%	0.2%	0.3%	0.006%	0.006%
2月	0.369%	0.040%	0.3%	0.4%	0.04%	0.04%
3月	0.369%	0.040%	0.3%	0.4%	0.04%	0.04%
4月	0.468%	0.020%	0.4%	0.5%	0.02%	0.02%
5月	0.437%	0.008%	0.3%	0.5%	0.008%	0.008%
6月	0.537%	0.040%	0.4%	0.6%	0.04%	0.04%
7月	0.437%	0.009%	0.3%	0.5%	0.009%	0.009%
8月	0.468%	0.030%	0.4%	0.5%	0.03%	0.03%
9月	0.605%	0.077%	0.4%	0.7%	0.07%	0.08%
10月	0.705%	0.200%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
11月	0.605%	0.077%	0.4%	0.7%	0.07%	0.08%
12月	0.737%	0.300%	0.6%	0.8%	0.3%	0.3%
令和5年1月	0.805%	0.200%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
2月	0.905%	0.300%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
3月	0.905%	0.300%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
4月	0.737%	0.200%	0.6%	0.8%	0.2%	0.2%
5月	0.637%	0.168%	0.5%	0.7%	0.1%	0.2%
6月	0.537%	0.050%	0.4%	0.6%	0.05%	0.05%
7月	0.637%	0.090%	0.5%	0.7%	0.09%	0.09%
8月	0.905%	0.300%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
9月	0.937%	0.300%	0.8%	1.0%	0.3%	0.3%
10月	1.105%	0.400%	0.9%	1.2%	0.4%	0.4%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
令和5年11月	1.005%	0.400%	0.8%	1.1%	0.4%	0.4%
12月	0.905%	0.300%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
令和6年1月	1.005%	0.300%	0.8%	1.1%	0.3%	0.3%
2月	0.940%	0.400%	0.8%	1.0%	0.4%	0.4%
3月	0.940%	0.400%	0.8%	1.0%	0.4%	0.4%
4月	1.140%	0.500%	1.0%	1.2%	0.5%	0.5%
5月	1.310%	0.600%	1.1%	1.4%	0.6%	0.6%
6月	1.240%	0.600%	1.1%	1.3%	0.6%	0.6%
7月	1.310%	0.670%	1.1%	1.4%	0.6%	0.7%
8月	1.210%	0.500%	1.0%	1.3%	0.5%	0.5%
9月	1.110%	0.500%	0.9%	1.2%	0.5%	0.5%
10月	1.210%	0.600%	1.0%	1.3%	0.6%	0.6%
11月	1.340%	0.800%	1.2%	1.4%	0.8%	0.8%
12月	1.340%	0.700%	1.2%	1.4%	0.7%	0.7%
令和7年1月	1.440%	0.900%	1.3%	1.5%	0.9%	0.9%
2月	1.641%	1.100%	1.5%	1.7%	1.1%	1.1%
3月	1.641%	1.100%	1.5%	1.7%	1.1%	1.1%
4月	1.612%	0.900%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5月	1.812%	1.000%	1.6%	1.9%	1.0%	1.0%
6月	1.712%	1.000%	1.5%	1.8%	1.0%	1.0%
7月	1.912%	1.200%	1.7%	2.0%	1.2%	1.2%
8月	1.912%	1.200%	1.7%	2.0%	1.2%	1.2%
9月	1.982%	1.200%	1.7%	2.1%	1.2%	1.2%
10月	2.012%	1.300%	1.8%	2.1%	1.3%	1.3%
11月	2.112%	1.300%	1.9%	2.2%	1.3%	1.3%
12月	2.312%	1.600%	2.1%	2.4%	1.6%	1.6%
令和8年1月	2.512%	1.700%	2.3%	2.6%	1.7%	1.7%
2月	2.423%	1.600%	2.2%	2.5%	1.6%	1.6%
3月	2.423%	1.600%	2.2%	2.5%	1.6%	1.6%
4月	2.722%	1.874%	2.5%	2.8%	1.8%	1.9%
5月	2.922%	2.000%	2.7%	3.0%	2.0%	2.0%
6月	2.922%	1.900%	2.7%	3.0%	1.9%	1.9%
7月	3.000%	2.000%	2.8%	3.1%	2.0%	2.0%
8月	3.000%	2.200%	2.9%	3.2%	2.2%	2.2%
9月	3.000%	2.400%	3.1%	3.4%	2.4%	2.4%

（注）利率固定方式による貸与利率が元金均等（期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし）による借入金利に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

〔ご参考 1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回 号	発 行 年 月 日	発 行 額	年限	発行金利	償 還 年 月 日
第 1 回	平成 16 年 7 月 5 日	300 億円	5 年	年 1.18%	平成 21 年 9 月 18 日
第 2 回	平成 16 年 11 月 5 日	300 億円	5 年	年 0.70%	平成 21 年 9 月 18 日
第 3 回	平成 17 年 2 月 4 日	160 億円	5 年	年 0.66%	平成 22 年 3 月 19 日
第 4 回	平成 17 年 7 月 5 日	400 億円	5 年	年 0.62%	平成 22 年 9 月 17 日
第 5 回	平成 17 年 11 月 4 日	400 億円	5 年	年 0.90%	平成 22 年 9 月 17 日
第 6 回	平成 18 年 2 月 3 日	300 億円	5 年	年 0.94%	平成 23 年 3 月 18 日
第 7 回	平成 18 年 7 月 5 日	400 億円	5 年	年 1.62%	平成 23 年 9 月 20 日
第 8 回	平成 18 年 11 月 6 日	400 億円	5 年	年 1.52%	平成 23 年 9 月 20 日
第 9 回	平成 19 年 2 月 5 日	370 億円	2 年	年 0.90%	平成 21 年 3 月 19 日
第 10 回	平成 19 年 7 月 5 日	400 億円	2 年	年 1.19%	平成 21 年 9 月 18 日
第 11 回	平成 19 年 11 月 6 日	400 億円	2 年	年 0.93%	平成 21 年 9 月 18 日
第 12 回	平成 20 年 2 月 6 日	370 億円	2 年	年 0.69%	平成 22 年 3 月 19 日
第 13 回	平成 20 年 7 月 9 日	470 億円	2 年	年 1.08%	平成 22 年 9 月 17 日
第 14 回	平成 20 年 11 月 28 日	400 億円	3 年	年 1.04%	平成 23 年 11 月 18 日
第 15 回	平成 21 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 0.78%	平成 23 年 1 月 20 日
第 16 回	平成 21 年 7 月 8 日	400 億円	2 年	年 0.502%	平成 23 年 6 月 20 日
第 17 回	平成 21 年 11 月 9 日	400 億円	3 年	年 0.498%	平成 24 年 9 月 20 日
第 18 回	平成 22 年 2 月 8 日	370 億円	2 年	年 0.317%	平成 24 年 2 月 20 日
第 19 回	平成 22 年 7 月 7 日	400 億円	2 年	年 0.251%	平成 24 年 7 月 20 日
第 20 回	平成 22 年 9 月 15 日	400 億円	2 年	年 0.231%	平成 24 年 9 月 20 日
第 21 回	平成 22 年 11 月 9 日	400 億円	3 年	年 0.277%	平成 25 年 11 月 20 日
第 22 回	平成 23 年 2 月 8 日	400 億円	2 年	年 0.300%	平成 25 年 2 月 20 日
第 23 回	平成 23 年 7 月 7 日	400 億円	2 年	年 0.240%	平成 25 年 7 月 19 日
第 24 回	平成 23 年 9 月 15 日	400 億円	2 年	年 0.201%	平成 25 年 9 月 20 日
第 25 回	平成 23 年 11 月 9 日	500 億円	3 年	年 0.278%	平成 26 年 11 月 20 日
第 26 回	平成 24 年 2 月 8 日	400 億円	2 年	年 0.236%	平成 26 年 2 月 20 日
第 27 回	平成 24 年 7 月 9 日	400 億円	2 年	年 0.176%	平成 26 年 7 月 18 日
第 28 回	平成 24 年 9 月 18 日	500 億円	2 年	年 0.151%	平成 26 年 9 月 19 日
第 29 回	平成 24 年 11 月 7 日	500 億円	3 年	年 0.156%	平成 27 年 11 月 20 日
第 30 回	平成 25 年 2 月 6 日	400 億円	2 年	年 0.150%	平成 27 年 2 月 20 日
第 31 回	平成 25 年 6 月 7 日	500 億円	2 年	年 0.206%	平成 27 年 6 月 19 日
第 32 回	平成 25 年 9 月 9 日	400 億円	2 年	年 0.161%	平成 27 年 9 月 18 日
第 33 回	平成 25 年 11 月 7 日	500 億円	3 年	年 0.187%	平成 28 年 11 月 18 日
第 34 回	平成 26 年 2 月 6 日	400 億円	2 年	年 0.141%	平成 28 年 2 月 19 日
第 35 回	平成 26 年 6 月 9 日	500 億円	3 年	年 0.152%	平成 29 年 6 月 20 日
第 36 回	平成 26 年 9 月 9 日	500 億円	2 年	年 0.111%	平成 28 年 9 月 20 日
第 37 回	平成 26 年 11 月 7 日	400 億円	2 年	年 0.105%	平成 28 年 11 月 18 日
第 38 回	平成 27 年 2 月 6 日	400 億円	2 年	年 0.100%	平成 29 年 2 月 20 日
第 39 回	平成 27 年 6 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.100%	平成 29 年 6 月 20 日
第 40 回	平成 27 年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.100%	平成 29 年 9 月 20 日
第 41 回	平成 27 年 11 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.100%	平成 29 年 11 月 20 日
第 42 回	平成 28 年 2 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.099%	平成 30 年 2 月 20 日
第 43 回	平成 28 年 6 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	平成 30 年 6 月 20 日
第 44 回	平成 28 年 9 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	平成 30 年 9 月 20 日
第 45 回	平成 28 年 11 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	平成 30 年 11 月 20 日
第 46 回	平成 29 年 2 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	平成 31 年 2 月 20 日
第 47 回	平成 29 年 6 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和元年 6 月 20 日
第 48 回	平成 29 年 9 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和元年 9 月 20 日
第 49 回	平成 29 年 11 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和元年 11 月 20 日
第 50 回	平成 30 年 2 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 2 年 2 月 20 日
第 51 回	平成 30 年 6 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 2 年 6 月 19 日
第 52 回	平成 30 年 9 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 2 年 9 月 18 日

回 号	発 行 年 月 日	発 行 額	年限	発行金利	償 還 年 月 日
第 53 回	平成 30 年 11 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 2 年 11 月 20 日
第 54 回	平成 31 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 3 年 2 月 19 日
第 55 回	令和元年 6 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 3 年 6 月 18 日
第 56 回	令和元年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 3 年 9 月 17 日
第 57 回	令和元年 11 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 3 年 11 月 19 日
第 58 回	令和 2 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 4 年 2 月 18 日
第 59 回	令和 2 年 6 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 4 年 6 月 20 日
第 60 回	令和 2 年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 4 年 9 月 20 日
第 61 回	令和 2 年 11 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 4 年 11 月 18 日
第 62 回	令和 3 年 2 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 5 年 2 月 20 日
第 63 回	令和 3 年 6 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 5 年 6 月 20 日
第 64 回	令和 3 年 9 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 5 年 9 月 20 日
第 65 回	令和 3 年 11 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 5 年 11 月 20 日
第 66 回	令和 4 年 2 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 6 年 2 月 20 日
第 67 回	令和 4 年 6 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.001%	令和 6 年 6 月 20 日
第 68 回	令和 4 年 9 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.010%	令和 6 年 9 月 20 日
第 69 回	令和 4 年 11 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.076%	令和 6 年 11 月 20 日
第 70 回	令和 5 年 2 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.120%	令和 7 年 2 月 20 日
第 71 回	令和 5 年 6 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.080%	令和 7 年 6 月 20 日
第 72 回	令和 5 年 9 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.080%	令和 7 年 9 月 19 日
第 73 回	令和 5 年 11 月 8 日	300 億円	2 年	年 0.100%	令和 7 年 11 月 20 日
第 74 回	令和 6 年 2 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.101%	令和 8 年 2 月 20 日
第 75 回	令和 6 年 6 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.439%	令和 8 年 6 月 19 日
第 76 回	令和 6 年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.404%	令和 8 年 9 月 18 日
第 77 回	令和 6 年 11 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.538%	令和 8 年 11 月 20 日
第 78 回	令和 7 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 0.742%	令和 9 年 2 月 19 日
第 79 回	令和 7 年 6 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.781%	令和 9 年 6 月 18 日
第 80 回	令和 7 年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 0.870%	令和 9 年 9 月 17 日
第 81 回	令和 7 年 11 月 7 日	300 億円	2 年	年 0.944%	令和 9 年 11 月 19 日
第 82 回	令和 8 年 2 月 6 日	300 億円	2 年	年 1.186%	令和 10 年 2 月 18 日
第 83 回	令和 8 年 6 月 9 日	300 億円	2 年	年 1.469%	令和 10 年 6 月 20 日
第 84 回	令和 8 年 9 月 9 日	300 億円	2 年	年 1.689%	令和 10 年 9 月 20 日

〔ご参考 2〕民間金融機関からの借入の状況（令和 3 年度以降）

令和 8 年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
令和 8 年 5 月 27 日	200,000	1.110%	令和 8 年 6 月 9 日	令和 8 年 9 月 9 日
令和 8 年 6 月 25 日	53,500	1.150%	令和 8 年 7 月 8 日	令和 8 年 10 月 7 日
令和 8 年 8 月 27 日	154,300	1.370%	令和 8 年 9 月 9 日	令和 8 年 12 月 9 日
令和 8 年 9 月 24 日	130,200	1.530%	令和 8 年 10 月 7 日	令和 9 年 1 月 6 日

第４　法人の状況

３　コーポレートガバナンスの状況

（4）評価

文部科学大臣による本機構の令和 7 年度における業務の実績に関する評価の概要は、以下のようになっております。

※評定区分は原則として、S、A、B、C、D の評語を用い、「B」を標準（目標達成）とすることとされております。

独立行政法人日本学生支援機構の令和７年度における業務の実績に関する評価

〇全体の評定

Ｂ：法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

〇法人全体に対する評価

以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。

〇代理返還制度の認知向上や、更なる導入促進に向けて、企業向けにオンライン説明会を開催したほか、学食トレイや WEB への広告掲載等を行い、学生に対しても当該制度への関心を高める取組を進めた。また、利用企業の増加に対応するため、受電窓口を設置して、法人内で受付体制の強化を図った。

〇海外留学イベントの実施及び協力回数について、計画値を上回る実績となった。また、米国政府の留学ビザ面接予約停止措置を受け、渡航予定者の不安の声に寄り添い、意欲と才能ある若者たちの学びを保障する観点から相談窓口を設置するとともに情報提供を進めた。

〇項目別評価における主要な課題、改善事項など

〇海外留学イベントの実施及び協力について、イベントの成果についても確認するなど、質的な評価に係る指標を追加し実施をすること。

〇令和７年６月に発生した奨学金の採否判定及び振込の遅延については、令和７年 10 月に報告書を提出し、その中で事業担当における体制強化や業務進捗管理の徹底といった再発防止策にも言及されているが、学生の学びの継続を脅かすリスクのある事案が発生した際の情報共有が十分機能していなかった点にも目を向ける必要がある。その対応策の検討と内部組織の連携強化に当たっては、現状把握を踏まえつつ、奨学金事業のみならず法人内の事業全般にわたり、内容面や体制面の見直しを行うことを通じ、事案発生の際に、機構総体として迅速かつ的確な対応が可能となるような組織風土の醸成が強く求められる。

〇その他事項

―

第３　参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10 番 7 号

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参照書類は、本機構ホームページ（https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/setumeisho/index.html）にも掲載します。